

資料提供	
令和8年3月31日	
所属名(担当者)	鳥取県住宅供給公社事務局(寺坂)
電話	0857-27-7334

県営住宅の随時募集について(東部)

県営住宅は、公営住宅法に基づき鳥取県が整備し管理する低所得者向けの賃貸住宅です。入居者の募集は毎月初日から5日間を募集期間として行っておりますが、下記の募集住戸については、入居者が決定するまで随時募集を行います。

記

- 募集期間 令和8年4月1日(水)～ 募集住戸の入居者が決定するまで
(土曜、日曜、祝祭日を除く。午前9時00分～正午、午後1時～午後5時00分)
※募集住戸に申し込みがあった場合は、募集を締め切ります。
- 受付窓口 鳥取県住宅供給公社事務局
(鳥取市田園町4丁目207番地 タナカビル2階 電話0857-27-7334)
- 入居可能日 窓口にてご相談ください
- 募集住宅 15戸

団地名称	所在地	建設年度	構造	階数	部屋番号	間取り	入居時家賃(円)	摘要
北園第一団地	鳥取市北園 二丁目140-2	昭和61年	中層耐火 3階建	3階	61-2棟 2-302号	3DK	19,300 ～ 44,400	
北園第一団地	鳥取市北園 二丁目140-2	平成1年	中層耐火 3階建	3階	5棟 5-302号	3DK	19,800 ～ 45,600	
立川町団地	鳥取市立川町 二丁目402	昭和58年	中層耐火 5階建	4階	58棟 9号	3LDK	20,500 ～ 47,000	
東浜団地	鳥取市浜坂 四丁目10	平成13年	中層耐火 3階建	3階	4棟 4-301号	4DK	29,600 ～ 68,100	多子・多人数世帯 ※1
東浜団地	鳥取市浜坂 四丁目9-3	昭和56年 (H27エコ改善)	中層耐火 4階建	4階	56-1棟 39号	3DK	18,500 ～ 42,500	
浜坂第一団地	鳥取市浜坂 五丁目1番	平成11年	中層耐火 3階建	1階	3棟 3-103号	3DK	26,100 ～ 60,000	※3
浜坂第一団地	鳥取市浜坂 五丁目1番	平成11年	中層耐火 3階建	3階	3棟 3-301号	4DK	29,100 ～ 66,800	多子・多人数世帯 ※1
ひばりが丘団地	鳥取市浜坂 六丁目一番7	昭和54年 (H23住戸改善)	中層耐火 4階建	3階	54-7棟 7-305号	4DK	29,600 ～ 68,000	多子・多人数世帯 ※2 エレベータ付き
末恒第一団地	鳥取市美萩野 一丁目55-3	昭和51年 (H13住戸改善)	中層耐火 4階建	1階	51-7棟 89号	4DK	28,400 ～ 65,200	多子・多人数世帯 ※1 エレベータ付き
末恒第一団地	鳥取市美萩野 一丁目55-3	昭和51年 (H13住戸改善)	中層耐火 4階建	3階	51-7棟 91号	4DK	28,400 ～ 65,200	多子・多人数世帯 ※1 エレベータ付き
末恒第一団地	鳥取市美萩野 一丁目55-3	昭和51年 (R01エコ改善)	中層耐火 4階建	4階	5110棟 207号	3DK	15,800 ～ 35,800	

団地名称	所在地	建設年度	構造	階数	部屋番号	間取り	入居時家賃(円)	摘要
末恒第一団地	鳥取市美萩野 一丁目55-3	昭和52年 (H22住戸改善)	中層耐火 4階建	3階	5211棟 11-301号	4DK	30,100 ～ 69,300	多子・多人数世帯 ※2 エレベータ付き
末恒第二団地	鳥取市美萩野 二丁目228-2	昭和54年	中層耐火 3階建	2階	54-3棟 31号	3LDK	24,000 ～ 51,900	
面影団地	鳥取市面影 一丁目13-3	昭和47年 (H05住戸改善)	中層耐火 4階建	4階	4棟 4-401号	4DK	23,700 ～ 54,600	多子・多人数世帯 ※1
行徳団地	鳥取市行徳 三丁目812番地	平成15年	中層耐火 4階建	1階	0001棟 102号	3DK	29,100 ～ 66,800	車いす用住宅 エレベータ付き

(注1) 単身者は、一次募集対象者(※)及び留学生の場合のみ、3DK以上の住戸へ申し込むことができます。

※一次募集は、優先募集に係る募集で、子育て世帯、妊娠中世帯、若者夫婦世帯、母子・父子世帯、多子・多人数世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯(所得が月額1万円以下)、ハンセン病療養所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力被害者、犯罪被害者等が対象となります。

(注2) 車いす用住宅は、入居者または同居親族が「車いす使用身体障がい者」である場合を対象とします。

なお、入居後に車いす使用身体障がい者が居住しなくなった場合は、住宅を明け渡していただくことになります。(引き続き県営住宅への入居を希望する場合は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第4条第1項第7号による特定入居が可能です。)

「車いす使用身体障がい者」とは、次に掲げる者のうち常に車いすの使用を必要とする者をいいます。

- (1) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障がい者で、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和45年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかの認定を受け、身体障害者手帳を所持している者。
- (2) 身体障害者手帳の交付を申請している者。
- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症程度まで又は同法別表第1号表の3の第1款症程度のもの。

(注3) ※1の多子・多人数世帯は、優先入居対象者(注)かつ4人以上の世帯が対象となります

(注) 優先入居対象者とは、子育て世帯、妊娠中世帯、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得者世帯(所得が月額1万円以下)、ハンセン病療養所入所者等世帯、引揚者世帯、配偶者間暴力被害者、犯罪被害者等となります。

※2の多子・多人数世帯は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が3人以上の世帯又は、世帯員5人以上の世帯が対象となります。

(注4) ※3の住戸は、前入居者の入居中に住戸内で事故が発生した住戸ですので、その旨をご承知のうえご応募ください。事故の詳細については担当にお尋ねください。

(注5) エコ改善とは、外壁・屋上改修及び開口部断熱改修・設備改修することです。新築や、建て替えた住宅ではありません。

(注6) 住戸改善とは、建物の骨組み以外の部分を総合的に改修することです。新築や建て替えた住宅ではありません。

(注7) エレベータ付き住宅では、エレベータの電気使用料金を入居者の方全員で負担していただきます。

(注8) 入居募集中の住戸は新築ではありません。募集に際し、必要最低限の修繕を行っていますが、室内の床、壁、天井等の仕上げに経年劣化による部分的な傷みや汚れ、色あせが生じている場合があることをご承知の上ご応募下さい。

■詳しくは、鳥取県住宅供給公社事務局(電話0857-27-7334)までお問合せ下さい。